

令和7年度 下野市インターンシップ実施要領

1 目的

下野市インターンシップは、希望する学生及び生徒(以下「学生等」という。)に対し、下野市における就業体験の機会を提供することにより、職業意識の向上と下野市政への理解を深めることを目的として実施します。

2 概要

(1) 対象者

大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校又は高等学校(以下「大学等」という。)に在籍し、インターンシップへの意欲と目的意識を持ち、下野市職員を目指す学生等

(2) 実施期間及び日数

原則として、令和7年8月1日から令和7年9月30日まで(ただし、8月12日から15日は除く)の期間のうち、受入部署と調整の上、3日間を超えない範囲

(3) 実施時間

原則として、午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までには休憩)

※ 受入部署によっては実施時間が異なる場合があります。

(4) 受入人数

5名程度とし、希望者多数の場合は、応募書類をもとに選考

(5) 実施内容

受入部署において決定

3 申込から終了までの流れ

(1) 申込期間

令和7年6月16日(月)から令和7年7月4日(金)まで

(2) 申込方法

インターンシップを希望する学生等は、必ず在籍する大学等のインターンシップ担当課に申込みに対する了承を得た上で、パブリックコネクトから申し込んでください。

(3) 受入れの決定

下野市から受入れの可否を大学等に通知します。

(4) 協定書の締結等

受入れの決定後、大学等とインターンシップに関する協定書を締結するとともに、学生等に誓約書を提出していただきます。

(5) インターンシップの実施

受入部署にてインターンシップを実施してください。

(6) 実施後のアンケート

インターンシップ終了後1か月以内に、パブリックコネクトに掲載されているアンケートに回答してください。

4 その他

(1) 報酬等

インターンシップに係る報酬、手当、食費、交通費等の支給はありません。

(2) 身分

インターンシップに際し、市の職員としての身分は有しません。

(3) 服装

インターンシップ期間中は職務に適した服装をし、名札を着用してください。

※ 名札はインターンシップ初日にお渡しします。

(4) 服務

次の事項を厳守してください。

- ① 実施時間中は受入部署の担当者に従い、職務に専念してください。
- ② 下野市及び関係者の名誉を毀損する行為、業務を阻害する行為及び品位品格を損なう行為は行わないでください。
- ③ 知り得た機密事項及び個人情報、インターンシップ期間のみならずインターンシップ終了後も、いかなる方法によっても第三者に決して漏らさないでください。
- ④ 事故には十分注意し、自己及び在籍する大学等の責任により賠償責任保険及び災害傷害保険に加入してください。
- ⑤ 誓約事項のいずれかに違反し、インターンシップ中止の指示があった場合は従ってください。

(5) 賠償責任

インターンシップ期間中に故意又は過失により起こした対人・対物の損害については、自己の責任において解決するとともに、自己及び在籍する大学等において加入する保険によって弁済してください。

(6) 傷害・災害補償

インターンシップ期間中に被った事故・災害については、自己の責任において解決するとともに、自己及び在籍する大学等において加入する保険によって補償を受けてください。

5 問合せ先

〒329-0492 栃木県下野市笹原 26 番地

下野市総務部総務人事課人事給与グループ

担当 伊澤、田中

TEL : 0285-32-6065

Email: soumujinji@city.shimotsuke.lg.jp